

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【御代田町】

(令和5年11月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		建設水道課都市計画係	0267-32-3129	届出受領証を持つパートナー同士で申し込むことが可能となります。
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	町民課こども係	0267-32-3114	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		総務課情報防災係	0267-32-3111	委任状の作成に代えて、届出受領証等の掲示により代理申請が可能となります。なお、委任状を提出する場合には、届出受領証等は確認しません。
保育所・学童保育所への送迎		○	町民課こども係	0267-32-3114	送迎する方の氏名等を事前に保育所等へ伝える必要があります。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課住民税係	0267-32-3126	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
要介護認定の代理申請		○	保健福祉課介護高齢係	0267-31-2512	